複数の遺伝資源を一括で報告する場合の別紙の例

参考資料3

（様式第１別紙）

１．遺伝資源の適法な取得に係る事項			２．遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項		３．国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報								４．報告の区分
(1)国際遵守証明書の固有の識別記号	（2）当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ場合		a) 報告者自らが遺伝資源を利用		(1)国際クリアリングハウス（報告者に係る情報）	(2)環境省ウェブサイト							a)第２章第１の１（取得者による報告）
			b) 報告者から譲り受けた別の者が遺伝資源を利用										b)第２章第１の２(1)（人の健康に係る緊急事態の収束後の報告）
※一つのIRCCに含まれる遺伝資源について分けて報告したい場合は、同じIRCCの行を複数作成する。	IPLCの情報に基づく事前の同意又は当該社会の承認及び関与によって当該知識を取得	IPLCと相互に合意する条件を設定し、当該知識を取得 ※IPLC：先住民の社会又は地域社会	c) その他	（具体的な内容）		報告者に係る情報	IRCC記号	伝統的知識	利用に関する事項	報告の区分	補足事項	（補足事項があれば具体的に記述）	c) 第２章第１の２(2)（人の健康に係る緊急事態の発生・収束時点を特定困難な場合の報告） d)第２章第１の３（輸入者等による任意報告） e)第２章第５の１(3)（遺伝資源利用者による任意報告）
ABSCH-IRCC-〇〇-△△△△△△△－□			a	―	✔	✔							b
ABSCH-IRCC-●●-▲▲▲▲▲▲－■	✔	✔	c	未定					✔				a
ABSCH-IRCC-●●-▲▲▲▲▲▲－□			a	―					✔				a

（様式第２別紙）

| １．遺伝資源の適法な取得に係る事項 | | | | | | | | | | | | |